

自民党福井県連ニュース

避難は最終的には住民の自己判断！その判断のための情報伝達が市町村の責務！
 ～新たな「避難勧告等に関するガイドライン」を内閣府が発表～

近年、台風や豪雨による河川氾濫・洪水等が頻発・激甚化し、避難に必要な情報が行き届かずに逃げ遅れが発生し、それによる犠牲者が多数発生しており、その対策は急務となっています。

①内閣府『避難勧告等に関するガイドライン』

同ガイドラインは、災害時の避難は最終的には住民等が判断するという考え方に立っており、市町村は住民が避難を判断するのに必要な情報を提供する責務を有しています。また、その前提となる情報収集も必要となります。

②総務省『情報難民ゼロプロジェクト』

①で自治体の責務とされる住民等に対する避難に必要な情報の伝達について、情報が行き届かない住民等が発生しないよう、多様な情報伝達手段を検討しています。

③国土交通省④『水防法』・④『土砂災害防止法』

①及び②に基づき市町村が住民等に防災・災害情報を伝達するためには、災害現場等の情報が必要となります。水防法では河川の氾濫・洪水による浸水が想定される危険区域、土砂災害防止法では土砂災害による被害が想定される危険区域をそれぞれ定めています。現場の情報（画像・映像・水位計の数値等）を収集しリアルタイムで誰でもアクセスできるようにHPにアップすること等が求められます。

そこで、改正水防法では各地域に協議会を設置し、危険箇所における情報収集体制（水位計やカメラの設置箇所等）の確認と改善を行うこととなりました。

①避難勧告等に関するガイドライン（2017年1月改定）

- ◆市町村長が発令する避難勧告、避難指示（緊急）は、居住者等に対する強制力はない。
- ◆居住者等は「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難勧告等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが期待されている。
- ◆市町村は、一人ひとりが適切な避難行動をとることができるよう、平時から防災知識の普及をはかるとともに、災害時には居住者等が判断できる情報を提供する責務を有する。

↓
 住民等は、市町村の情報に基づき自己判断で避難

②情報難民ゼロプロジェクト（2016年12月報告）

総務省は、超高齢化社会の進展や訪日外国人旅行者の急増等に伴い情報弱者の増加が懸念されることから、災害時に避難に必要な情報が全員に行き届かない事態を発生させないために「情報難民ゼロプロジェクト」を立ち上げ、災害時の情報難民ゼロ実現のためのアクションプラン及び関連施策を取りまとめ、実現に向けた取組を進めています。

④土砂災害防止法

◆土砂災害警戒区域等の指定・ハザードマップの作成

都道府県が地形・地質・土地利用状況等を踏まえ、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定。

指定に伴い、市町村は地域防災計画（情報収集・警報等の伝達、避難場所や避難経路、避難訓練実施等について記載）を策定し、それに基づきハザードマップを作成し、住民等に周知し防災体制を構築する。

※福井県内では？

本年5月末現在で11,705箇所が土砂災害警戒区域に指定され、うち10,457箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されています。福井県は全区域指定作業が完了している13府県の1県です。

◆土砂災害発生時の情報伝達

実際の雨量計やレーダー雨量計の数値を基に、都道府県や地方気象台は、テレビやラジオ、インターネットを通じて住民に情報を伝達。また、市町村に対しても情報伝達が行われ、市町村長は当該情報に基づき避難勧告や避難指示（緊急）を発して住民に避難を促す。

③水防法 ～「逃げ遅れゼロ」を実現へ！！～

従来の水防法における住民への情報提供等

- ①洪水予報河川及び水位周知河川の指定並びに当該河川に関する浸水想定区域を指定し、区域図を策定（国土交通大臣、都道府県知事）。
 ※福井県内の河川については、対象26河川（うち国管理4河川、県管理22河川）全てで浸水想定区域図を策定済み。
- ②浸水想定区域の指定に伴い、市町村は地域防災計画（洪水予報等の伝達方法、避難施設や避難経路等）を策定し、それに基づき、水害ハザードマップの策定及び住民へ周知・配布し、防災体制を構築（河川管理者等から住民への情報提供、当該情報に基づく市町村長による避難勧告等の発令）。

改正水防法（2017年6月19日施行）

◆大規模氾濫減災協議会設置

国管理河川については秋頃までに「大規模氾濫減災協議会」を設置する。福井県内では九頭竜川水系と北川水系の2つの水系で設置することとなる。

都道府県管理河川についても、国管理河川にならい順次設置する。

○役割

- ・地域の情報収集体制（水位計やカメラの設置状況等）の現状確認

- ・水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知（浸水想定区域の指定・見直しの促進を含む）

- ・危機管理型水位計・河川監視用カメラの整備、それらのリアルタイム情報の住民への周知

※水位計・河川監視用カメラの設置費用は、国から1/2補助（社会資本整備交付金・防災安全交付金を活用）。また、無線を利用して河川水位等の情報を市町村役場等に提供するシステム（防災情報システム）として考えられる場合には、緊急防災減災事業債の対象。

- ・洪水ハザードマップの作成・改良と周知
- ・ICT等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実

- ・協議会で「水害対応タイムライン」の作成・点検（関係者の役割・連絡体制を時系列で整理）

性犯罪に関する改正刑法 7月13日施行 ～テロ等準備罪は7月11日施行～

明治40年の制定以来110年ぶりに強姦罪等の性犯罪に関する規定を改正する改正刑法が6月16日に成立し、同月23日に公布されました。7月13日に施行となります。

改正刑法の概要：

強姦罪はその対象となる行為を拡大し男女とも対象とする強制性交等罪となります。

また、強姦罪や強制わいせつ罪等、従来は親告罪だった性犯罪について、窃盗や住居侵入等と同じように、犯罪事実があれば検察官が起訴できるようになります。

また、世界で多発するテロ等について国際協力を進めるためのTOC条約締結のために必要な国内法＝テロ等準備罪の新設を含む改正組織犯罪処罰法も6月15日に成立し、同月21日に公布されました。7月11日に施行となります。

テロ等準備罪の概要：

①テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として、②対象となる一定の重大犯罪の遂行を2人以上で計画し、③その計画に基づき実行準備行為を行った場合に、処罰の対象となります。

①は法律上明確に一定の重大犯罪を目的とする団体に限ると規定し、②も対象犯罪を法律上明確にしていますので、一般の方は処罰の対象とはなりません。

並行在来線の特急機能存続のため 鉄道貨物の更なる活用促進を検討

6月14日、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム福井駅先行開業等検討委員会（委員長：山本拓）は、JR貨物及び物流事業大手三社を招き、北陸新幹線の並行在来線における貨物鉄道の更なる活用等に関する勉強会を開催しました。

物流事業大手三社からは安定的かつ翌日配達等が可能となるような貨物鉄道ダイヤに関する要望があり、JR貨物からは安定的な運行のために必要な取扱い貨物量・コストやダイヤ編成の可能性について今後検討すること等の意見表明が行われました。

モーダルシフトによる温室効果ガス削減、政府の「交通政策基本計画」（2015年2月13日閣議決定）におけるモーダルシフトの数値目標（2020年度までに鉄道貨物輸送221億トンキロ）の達成、JR貨物完全民営化に向けた鉄道貨物分野の安定的な黒字化、トラックドライバー不足解消等、メリットも多くあります。

並行在来線の特急機能存続は福井県民を含む北陸全体の利便性確保のために必要であり、第三セクターによる運行、JR西日本やJR貨物（貨客併結等）への運行委託等あらゆる可能性を検討することが肝要です。

自民党福井県連としても、並行在来線における特急機能存続のための議論を進めてまいります。

一事務局からのお知らせ



**エネルギー研修の
実施**
女性局

6月26日～27日の2日間、関西電力黒四発電所へ視察研修を開催しました。

梅雨に入り、お天気が心配でしたが、2日間天候に恵まれ非常に充実した研修となりました。

1日目は長野県松本市内を訪れ、松本城、大王わさび農場を見学。

2日目に、本研修のメインとなる黒四発電所の視察をしました。一般の方が普段入ることができない場所を見学できただけでなく、現場の方の貴重なお話をお聞きすることができ、黒部ダム建設までの歴史や苦労を感じました。

**全国一斉街頭行動
を実施**
青年部・青年局

県連青年部・青年局による全国一斉街頭行動を6月4日に開催しました。本年は敦賀市と小浜市の2会場での開催となりました。

両会場にて高木毅衆議院議員と党青年局長代理の滝波宏文参議院議員より、拉致問題の全面解決ならびに憲法改正についても訴えていただきました。

敦賀市会場では、中村紀明敦賀市支部長、石川与三吉県議会議員、福谷正人市議をはじめとする敦賀市議会議員の方々に、また小浜市会場では、木原良子県連女性局副局長、藤田善平小浜市議会議員にご登壇いただき、拉致問題の解決について訴えていただきました。

今後も、青年局・青年部では拉致問題を風化させることなく、活動を続けてまいります。

7・8月の予定

7月16日(日)

武生支部 政経セミナー 13:00 開始 (有料)

会場：武生商工会議所

8月20日(日)

ふくい政経塾 2017年度 開講 (単回受講可能)

開講式：13:30 開始予定 講義：14:00 開始予定

会場：織協ビル6階 603号室

記事を募集します！

「県連ニュース」では、掲載記事を募集いたします。支部行事にかかわらず、地域の伝統行事や地域イベントなどの情報も発信していきたいと考えております。

自由民主党福井県支部連合会

〒910-0005 福井県福井市大手3-7-1 織協ビル6階615室

電話：0776-22-4992 FAX：0776-22-5559

Eメール：fukui@pf.jimin.or.jp HP：http://www.jimin-fukui.jp/